

別表1（第3条第5号関係）

対象事業

海外富裕層向けの夜間・早朝観光コンテンツの開発及び情報発信
※以下1～3のすべての内容を含むこと

1	新たな体験やサービスを提供し、訪都外国人旅行者の誘致に資するもの
2	都内における食、文化・芸能体験、自然、スポーツ・エンターテインメント、ユニークベニュー、ショッピングなどのテーマに沿った富裕層が価値を感じる質の高いコンテンツ
3	夜間・早朝の時間帯に実施するもの

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

ア 富裕層向けコンテンツを5コンテンツ程度、開発及び情報発信をすること（他の観光関連事業者を通じた間接的な情報発信でも可）。

イ 商品として販売することを目的とすること。なお、販売予定先は海外の富裕層もしくは富裕層を取り扱う海外の旅行会社・ランドオペレーター等とすること。

ウ より良い事業の実施のため、交付決定後、必要に応じて、財団または財団が派遣する専門家から、事業内容の指導を行う場合がある。原則として、申請された企画案を踏襲した指導を行う予定であるが、指導を受けた際は、指導内容を反映させた事業実施に努めること。

エ 新たに開発するコンテンツであること（※）。

※「新たに開発するコンテンツ」とは、これまでに実施したことのない内容によるコンテンツ又は既存の内容を本事業の目的のために改善（磨き上げ）したコンテンツを指す。

オ 都内で実施するサービスや体験を内容とするコンテンツであること。

カ 海外等の富裕層向け商談会（ILTM、Virtuoso Travel week、Connections Luxury等）への出展など、販売に向けた効果的な情報発信を行うこと。（出展費用は助成対象となるが、財団が出展する展示会に共同出展する場合の経費は、助成対象外とする。）

キ 富裕層向けの海外メディアを活用した情報発信、富裕層旅行を取り扱う海外の旅行会社との連携など、海外の富裕層へのコンテンツの販売に結び付くような効果的な発信を行うこと。

ク 事業期間及び事業終了年度内において、別途財団が出展予定の海外商談会へPR冊子及び冊子のデータを格納したUSBメモリーを提供できる事業であること。

※海外商談会で必要となるPR冊子は英語で5冊程度、PR冊子のデータを格納したUSBメモリーは5個程度である。提供に要する経費（輸送・梱包費等）は助成対象外とする。

ケ 新型コロナウイルス感染症対策を講じること。

※モニターツアーやFAM等を実施する場合は、政府の基本的対処方針及び東京都の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づく感染症対策を講じること。

■新型コロナウイルス等感染症対策推進室（内閣官房）「基本的対処方針に基づく対応」

<https://corona.go.jp/emergency/>

■東京都防災ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/index.html>

※規模によって「感染防止安全計画」や「感染防止チェックリスト」の作成等が必要です。感染症の状況によって取扱いに変更が生じた場合は、それに従ってください。

コ 東京都を対象とした緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の実施、都の緊急事態措置等があった場合は、中止又は延期等の対応を検討すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、東京都又は財団が事業内容の変更又は中止等を命じた場合は、それに従うこと。

サ 本助成金を活用して開発・情報発信するコンテンツは、本事業の活用によらない既存の商品と明確に区分できること。

シ 同一テーマ・内容で、財団の他事業、国、都道府県、区市町村などから別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの又は、支給を予定されているものでないこと（二重の支援は認められない）。

ス 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。

セ 事業に必要な許認可（施設利用等許可、食品取扱等）を得る見込みがある（または得ている）こと（届出等も含む）。

ソ SDGsを意識した取組を実施すること（環境へ配慮した取組など）。

タ コンテンツの開発・情報発信等、助成対象事業の進捗状況について、財団からの求めに応じ、定期的（2か月に1回程度）に報告すること。

チ 採択事業者は、事業完了の属する年度から起算して3年間、本事業により作成したコンテンツの販売実績等を年度ごとに報告すること。

別表2（第4条関係）

助成対象経費

区 分	摘 要
調査費	
富裕層トラベルに係るマーケティング調査費用	※外部委託するものに限る。
ユニークバニユーの選定に係る調査費用	※外部委託するものに限る。
開発費	
コンテンツの提供者や関連施設等との折衝、交渉経費	※助成事業者の人件費は除く。
商品化に係る費用 商品化に向けた再調査や受け入れ側の環境整備に係る費用（受け入れ側への講師派遣、研修費用等）	※助成事業者の人件費は除く。
システム構築に係る費用	※外部委託するものに限る。
効果検証に係る経費 開発した商品の効果検証に係る経費	
日本に在住する海外出身富裕層を対象とした検証（モニターツアー等）に係る費用	※助成事業者の人件費は除く。
海外トラベルデザイナー、コンサルタントの招聘に係る費用	※助成事業者の人件費は除く。
情報発信費	
PRツール作成に係る経費 富裕層向け海外旅行会社等を対象としたPR冊子（WEB冊子でも可）、WEBページ作成費及び掲載のための動画作成費	※PR冊子（WEB冊子でも可）の作成は必須とする。 ※外部委託するものに限る。
広告掲載費 WEB媒体（ソーシャルメディア）や紙媒体（海外の富裕層向け雑誌・情報誌等）への広告掲載費	
富裕層向け商談会への参加経費 商談会への出展料やブース作成に係る経費 ※150万円を助成限度額とする。	※レセプション費用は対象外とする。 ※渡航費及び宿泊料は、本商談会への参加のみを目的とする場合に限る。また1名分のみ対象とする。渡航費は往復30万円、宿泊料は1泊15,000円を限度とし、都内の旅行代理店等で購入したものに限る。
招聘（FAM）に係る経費	
その他諸経費 その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に財団が必要と認めるもの	

（参考）助成対象外経費の例

区 分	摘 要
土地の取得、造成及び補償に係る経費	コンテンツの調査・開発等事業実施に直接必要な土地の賃借を除く
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く
助成事業者の人的費、事務所等に係る家賃	
運営委託に係る経費	コンテンツの調査・開発等事業実施に直接必要なものを除く
施設設備等の維持管理に係る経費	清掃、固定経費、経常的経費等
車両等の購入費	自動車、二輪車等
金券等購入費	
租税公課	消費税等
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的な経費、振込手数料、使用実績のないもの等

別表 3 (第 5 条関係)

助成金の額

助成率
助成対象経費の 3 分の 2 以内 (1 千円未満は切捨て)
助成限度額
1 団体当たり、1, 250 万円